

制 度 名	放課後児童クラブ整備費補助	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G		
		問合せ先	029-301-3261		
目的・趣旨	放課後児童クラブ室の整備の促進を図ることにより児童の福祉の増進に資する。				
〔対象団体〕 市町村、社会福祉法人 等					
〔対象事業〕 放課後児童クラブ室の創設のための施設整備 等					
〔補助要件等〕 放課後児童クラブ ○ 放課後児童健全育成事業等実施要綱に基づく事業を実施するための施設 ・ 放課後児童支援員の配置 ・ 1日につき原則3時間以上開所（ただし長期休暇期間等は原則8時間以上）等					
〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費（土地の買収又は整地に要する経費など施設整備費として認められないものを除く）					
〔補助限度額等〕 補助基準額 <創設> 35,423 千円 ※令和7年度基準額 等					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
通常の場合	市町村が設置 （社会福祉法人等が設置）	1/3 (2/9)	1/3 (2/9)	1/3 (2/9)	(1/3)
待機児童がいる場合	市町村が設置 （社会福祉法人等が設置）	2/3 (1/2)	1/6 (1/8)	1/6 (1/8)	(1/4)
〔令和7年度当初予算額〕 84,030 千円		〔令和7年度補助対象団体〕 令和6年7月市町村実施予定調査 令和7年6月頃決定予定			
〔備考〕 ハード事業					